

件名：レバノンにおける新型コロナウイルス関連（2022. 2. 28 レバノン入国時の手続き（航空便）の改正）

【ポイント】

- 2月25日、民間航空当局は入国時の手続き（航空便）を改正する旨の回章を公表しました。
- 本回章は2022年3月1日より、ラフィーク・ハリリー国際空港に到着する全ての搭乗者に適用されますのでご注意ください。
- 本手続きについては必ず事前にご利用予定の航空会社等にもお問い合わせください。

【本文】

1 レバノンに到着する全ての搭乗者

（1）空港到着時PCR検査の免除

ラフィーク・ハリリー国際空港到着時のPCR検査が免除となります（※注1）。

※注1：これまでは、ワクチン接種完了者、12歳未満の子供及びUNIFILを除き、空港到着時に保健省指定の検査機関によって行われるPCR検査を受けなければならないとされていました。

（2）オンライン事前登録

12歳未満の子供及びUNIFILを除き、レバノン到着までに以下のウェブサイトより、レバノン保健省による「MOPH PASS」プラットフォームへの登録を完了し、入力した情報が正確であることを確認しなければなりません。

<https://pass.moph.gov.lb>

（3）検査証明書等の事前入手

12歳未満の子供を除き、出発国当局公認の検査機関において発行された、検体採取から出発国での搭乗までが48時間以内であるPCR陰性証明書、又は、検体採取から出発国での搭乗までが24時間以内であるQRコード付のCovid-19迅速抗原検査証明書を取得しなければなりません。

2 免除事項等

（1）Covid-19 ワクチン接種が完了し、接種完了日から6ヶ月以内の方（注2）

は、出発国におけるPCR検査又はCovid-19迅速抗原検査の実施が免除されます。

※注2：当局は、ワクチンを2回又は3回接種した方（ただし、1回接種で接種完了とみなされるワクチンについては1回接種した者）をワクチン接種完了者

と見なすこととしています。

(2) レバノンから出国し、1週間以内に帰国する方(特定の曜日に出発し、翌週の同じ曜日に帰国する場合はこの条件に該当)は、出発国におけるPCR検査又はCovid-19迅速抗原検査の実施が免除されます。

3 有効期間等

本章は2022年3月1日よりラフィーク・ハリール国際空港に到着する全ての搭乗者に適用され、以前に発出された本章は無効とみなされます。

4 現地医療機関情報など

- 在レバノン日本国大使館医務室からのお知らせ
- レバノン国内でPCR検査が受診可能な医療機関について
- レバノンへの入国
- 日本への帰国
- 在レバノン日本大使館への来館について
- その他(レバノン保健省の専門ダイヤル等)
- 参照リンク先

■外務省

- ・海外安全HP
- ・海外安全HP在レバノン大からの安全情報(新型コロナウイルス関連含む)

■総理官邸HP

■厚生労働省

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A
- ・感染症情報
- ・咳エチケット

■レバノン保健省 (Ministry of Public Health)

専用ダイヤル：+961-(0)1-594459、1787

各項目の詳細については下記リンク先を参照してください。

https://www.lb.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00061.html

邦人の方の感染にかかる情報及びご不明な点がございましたら下記の連絡先までご照会ください。

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>